

中学校部活動の活動方針

平成 30 年 4 月 1 日
令和元年 7 月 1 日改正
高山村教育委員会

学校教育の一環として行われる部活動は、生徒の体力や技能、競技力や精神力を高めたり、責任感や連帯感、規範意識を涵養したり、人間形成に優れた成果をあげている。

この教育的意義が大きい部活動を適正かつ効率的・効果的に運営することで生徒の成長を一層促すとともに、教職員の長時間労働の解消を図るために以下の事項を留意して適切に指導を行う。

1 適切な休養日の設定

生徒のバランスのとれた生活と成長、心身の健康等を考え適切な休養日を設定する。また、教職員の負担軽減や長時間労働の解消を図るために、年間を通して計画的に、適切な休養日を設定する。

①週あたりの休養日の設定

・週 2 日以上休養日を設定する。原則として平日 1 日と土曜日又は日曜日のいずれか 1 日を休養日とする。

※なお、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、必ず代替休養日を確保する。

②長期休業中の休養日の設定

・長期休業中は、土・日曜日を休養日とする。
・行事を持たない週などに、ある程度長期のまとまった休養日を設定する。

※なお、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、必ず代替休養日を確保する。

③活動時間

・合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、平日は 2 時間程度、学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）は 3 時間程度の活動とする。
・練習試合等でやむを得ず前述の活動時間を超える場合は、生徒の健康管理等に十分配慮して、休養時間を適切に確保する。

2 朝練習の実施

朝練習の効果だけでなく、生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮するとともに、指導する教職員の長時間労働の解消についても検討した上で実施してもよい。また、生徒の自主的・計画的な朝活動は、校長の許可を得て行うことができる。

3 参加する大会等の精選

中体連主催の 3 大会以外の大会については、生徒の技能の向上・心身の健康等への配慮をするとともに教職員の長時間労働の解消も考慮して、参加する大会を精選する。

4 部活動指導員、外部指導者の活用

教職員の指導力の向上や負担軽減、専門的な指導を求める生徒等のニーズに応えるために、部活動指導員や外部指導者の活用を考慮する。なお、部活動指導員や外部指導者を活用する場合は、部活動顧問との役割分担を明確にするとともに部活動は学校の教育活動であることを踏まえて活動する。

5 体罰等の許されない指導の未然防止

部活動は学校教育の一環として行われるものであり、体罰や生徒の人間性を否定するような発言・行為は許されない。

管理職は、このことについて教職員及び保護者などの学校関係者などに積極的に説明し理解を図る。

6 安全管理と事故防止

①生徒の発達段階、体力等を把握し無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、施設、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療機関等への連絡体制の整備に留意する。

②熱中症事故防止の観点から、関係機関の「熱中症予防指針」等を参考にし、高温注意情報が発せられた場合の部活動を原則として行わない等適切に対応する。なお、やむを得ない事情により部活動を実施する場合は、こまめな水分・塩分の補給や十分な休息の取得に努め、生徒の健康管理を徹底し、熱中症の症状が見られた場合には適切な処置を行い、医療機関への搬送等適切な対応を徹底する。

7 その他

①部活動練習計画を作成し、教職員の共通理解及び生徒・家庭との連携を図る。管理職は、各部の活動計画を把握し、必要があるときは指導・助言する。

②適切に部活動を運営するために必要に応じて部活動検討委員会を設置する。

③教育委員会及び学校は、部活動が持続可能な活動となるために、地域の関係団体との連携や保護者の協力、民間活力の活用等による学校と地域が協働・融合できるような環境づくりに努める。

④この活動方針は、文化部についても文化部活動の特性を踏まえつつ、この考えに準じて取り組むこととする。

※以上の内容については、国や県の動向により、変更する場合がある。